

平成25年三重県議会定例会
戦略企画雇用経済常任委員会説明資料
目次

◎所管事項

1 「県政だより みえ」の新たな情報発信について	1
2 社会保障・税番号制度について	5
3 「三重県経営戦略会議」について	9
4 広域連携について	13
5 審議会等の審議状況について（報告）	17

(別冊)

- ・「県政だより みえ」データ放送アンケート調査結果

平成25年12月11日
戦略企画部

1 「県政だより みえ」の新たな情報発信について

1 テレビのデータ放送による県政情報発信に係る試験放送及びアンケート調査の実施状況

(1) 試験放送の実施

- ①試験放送期間 : 平成25年11月1日(金)～30日(土)
- ②放送チャンネル: 三重テレビ放送(7ch)

(2) 試験放送に係るアンケート

試験放送実施に伴い、データ放送を見ていただいた感想や評価、データ放送開始後の県政情報の入手方法などについてアンケートを実施しました。

※アンケート調査結果の詳細は別添資料のとおり

①アンケート調査の手法

「県政だより紙面でのアンケート」、「e-モニターによるアンケート」、「県ホームページでのアンケート」、「PRキャラバン会場等でのアンケート」により実施。

②回答数 : 1958件(アンケート実施期間)

- ・県政だより紙面 : 316件(平成25年11月1日～22日)
- ・e-モニター : 726件(//)
- ・県ホームページ : 52件(//)
- ・PRキャラバン会場等 : 864件(平成25年11月9日～

24日に7回実施)

③アンケート結果の概要

ア Q1 (実際にデータ放送を視た感想)

	よくわかった		概(おおむ)ねわかった		普通		あまりわからなかった		わからなかった		記入無し		総計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
県政だより	91	28.8%	80	25.3%	54	17.1%	38	12.0%	22	7.0%	31	9.8%	316
e-モニター	148	20.4%	312	43.0%	191	26.3%	45	6.2%	30	4.1%	0	0.0%	726
県HP	14	26.9%	17	32.7%	9	17.3%	6	11.5%	6	11.5%	0	0.0%	52
キャラバン会場等	451	52.2%	274	31.7%	105	12.2%	30	3.5%	2	0.2%	2	0.2%	864
参考(4アンケートの計)	704	36.0%	683	34.9%	359	18.3%	119	6.1%	60	3.1%	33	1.7%	1958

イ Q2 (データ放送についての評価)

(複数回答あり)

	特になし	その他	ボタンを押し たときの動作 が遅い	画像が少ない	風刺情報の区 分がわかりに くい	文章が読み にくい	文字が小さい	情報量(文字 数)が多すぎ る	操作がわかり にくい、難し い	記入無し	総計
県政だより	86 15.9%	84 15.5%	56 10.4%	56 10.4%	58 10.7%	62 11.5%	46 8.5%	28 5.2%	30 6.7%	29 5.4%	541
eモニター	276 27.3%	93 9.2%	137 13.6%	115 11.4%	114 11.3%	96 9.5%	66 6.5%	67 6.6%	47 4.6%	0 0.0%	1011
県HP	11 10.7%	15 14.6%	12 11.7%	16 15.5%	15 14.6%	11 10.7%	5 4.9%	7 6.8%	9 8.7%	2 1.9%	103
キャラバン会場等	534 52.8%	98 9.7%	59 5.8%	74 7.3%	39 3.9%	51 5.0%	73 7.2%	34 3.4%	38 3.8%	12 1.2%	1012
参考 (4アンケートの計)	907 34.0%	290 10.9%	264 9.9%	261 9.8%	226 8.5%	220 8.2%	190 7.1%	136 5.1%	130 4.9%	43 1.6%	2667

ウ Q3 (これからの県政だよりの情報の入手方法)

	テレビ(データ放 送)		パソコンやスマート フォン・タブレット (インターネット)		紙の広報紙(スー パー、コンビニ、公 共施設等への配置や 回収)		紙の広報紙(全戸配 布の継続)		その他		記入無し		総計
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	
県政だより	137	43.4%	27	8.5%	35	11.1%	90	28.5%	19	6.0%	8	2.5%	316
eモニター	247	34.0%	232	32.0%	76	10.5%	154	21.2%	17	2.3%	0	0.0%	726
県HP	15	28.8%	17	32.7%	3	5.8%	13	25.0%	4	7.7%	0	0.0%	52
キャラバン会場等	648	63.4%	114	13.2%	61	7.1%	114	13.2%	19	2.2%	8	0.9%	864
参考(4アンケートの計)	947	48.4%	390	19.9%	175	8.9%	371	18.9%	59	3.0%	16	0.8%	1958

2 今後の県政情報の発信(案)

(1) データ放送による県政情報の発信

データ放送は県政情報をお届けする媒体として一定の理解をいただきました。この結果を踏まえ、以下のような課題への対応を行った上で、来年度からデータ放送での県政情報の発信を行っていくこととし、それに伴い紙の県政だよりの各戸配布を見直します。

(2) データ放送の改善、改良

アンケートQ2の、「データ放送の評価」としては、「特になし」が最も多かったものの、「動作が遅い」、「画像が少ない」などのご意見がありました。これらを踏まえ、2月～3月の試験放送に向けて、現在の試験放送画面の改良を行い、より分かりやすく使いやすいものにしていく予定です。

① 動作スピードの向上

データ容量を小さくすることができるプログラムに改良するなどにより、動作スピードの向上を図っていきます。

② 画像の追加

試験放送画面では、画像の添付による動作遅延を避ける目的で、「特集1」、「特集2」及び「知事突撃取材」の3項目については、それぞれ代表的な画像1点を添付していましたが、それぞれの詳細記事ごとに添付できる画像を増やします。

項目	詳細記事数	画像添付数		(参考)
		現 行	※改良後	11月号の画像 点数
特集1	10項目	1点	10点	10点
特集2	10項目	1点	10点	2点
知事突撃取材	10項目	1点	10点	8点
		3点	30点	20点

③ データ放送画面の色彩・配色の見直し

データ放送画面については、テレビを通して文字を読んでもらうことから、文字が際立つよう、白黒を基調に構築しましたが、「背景に色を付ける方が見やすい」「字が並ぶので色分けして欲しい」などの意見もお寄せいただいたことから、データ放送画面の色彩・配色を見直します。

(3) 紙の県政だよりみえの配置及び回覧

データ放送の導入に伴い、紙の県政だよりの各戸配布を見直しますが、紙媒体での県政情報の入手を望まれる方に対応するため、紙の県政だよりを、県民の皆さんに身近な公共施設や民間施設に配置するほか、市町自治会のご協力のもとに回覧を行います。

① 公共施設への配置

県内29市町のご協力の下、県民の皆さんの利用頻度の高い公共施設へ配置していきます。

(配置予定箇所：約860ヶ所)

本庁舎・支所・出張所、公民館・市民センター、保健・福祉・医療施設、文化・生涯学習施設、その他

② 民間施設への配置

県内の各事業者等のご協力の下、県民の皆さんの生活にかかわりの深い民間施設へ配置することを考えています。

(配置予定箇所：約1510ヶ所)

ショッピングセンター・スーパー・コンビニ、金融機関、駅、総合病院、その他

③ 市町自治会の協力による回覧の実施

県民の皆さんが県政情報に触れていただく機会をより多く確保するため、市町自治会のご協力の下、紙の県政だよりの回覧を実施します。

(4) 政策的広報の強化

アンケート結果や、これまでの議会での議論等を踏まえ、県の施策や考え方などについて、年間を通じて詳しくわかりやすく県民の皆さんにお届けするため、データ放送を補完する形で、これまで年間9回実施している新聞広告（「広報みえ」）に加えて、新たに、県内全域で主要紙への新聞折込を3回実施したいと考えています。

3 テレビのデータ放送による県政情報発信の開始に向けた今後の予定

平成26年4月のデータ放送開始に向けて以下による準備を進めていきます。

- ・平成25年12～1月：試験放送画面等の改善・修正等
- ・平成26年 2月：データ放送相談窓口の設置
- ・平成26年2～3月：データ放送（試験放送）の実施及び周知
- ・平成26年 3月：26年度のデータ放送、県政だよりの印刷等の契約
- ・平成26年 4月：データ放送による県政情報の発信の開始

2 社会保障・税番号制度について

1 法律成立の経緯

政府は、「社会保障・税番号制度」の導入をめざし、平成24年2月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。

平成24年11月に衆議院が解散し、廃案となりましたが、平成25年3月に、修正協議を踏まえ、同法律案が国会に提出され、同年5月24日に成立しました。(5月31日公布)

2 番号制度の内容

(1) 概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）です。

番号制度では、一人ひとりが自分だけの「番号」を持つことになり、年金、労働、福祉・医療等の社会保障分野と税分野のほか、災害対策分野などで利用することができます。

また、番号制度の導入により、国や地方公共団体などの機関がそれぞれ保有している同じ人の情報について、それらが同じ人の情報であるとわかるようになります。

(2) 導入による効果

制度の導入により、次のような効果が期待されます。

- ① より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られます。
- ② 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られます。
- ③ ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上します。

(3) 個人番号の利用範囲

法律により、個人番号を利用できる範囲を次の分野に限定しています。

- ① 社会保障分野（年金、労働、福祉・医療等）
- ② 税分野
- ③ 災害対策分野
- ④ 社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務で、地方公共団体が条例で定める事務

3 県の対応状況

(1) 庁内・市町への対応

番号制度の導入に向けて、庁内連絡会議を設置するなど、全庁的に対応しているところであり、引き続き、情報共有を図るとともに、県への影響を把握し、適切に対応していく必要があります。

市町へは、適宜説明会を開催するなどして、情報提供・共有を図るとともに、円滑に番号制度を導入できるよう支援を行っているところです。

(2) 県で対応が必要となる業務

① 個人番号利用のための全庁的な環境整備

- 情報システムの整備（全国的なネットワーク接続、個別システム改修）
- 特定個人情報保護に関する規定の整備（関係条例改正等）

② 個別事務への個人番号利用（法規定事務等）

- 法において、個人番号を利用する事務を具体的に規定しており、県関係の事務についての対応が必要となります。（関係条例改正等）
- 社会保障、地方税、防災に関する事務については、条例で定めれば個人番号が利用できることから、その検討が必要となります。（関係条例改正等）

(3) 予算要求状況

平成 26 年度当初予算要求において、情報システムの整備のため、番号制度等整備関係諸費 19,120 千円を計上しています。これは、既存の各システム（税、社会保障等）で個別に保有している個人情報を、統一的に整備するシステムです。

なお、別途、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、各部が所管する既存システムの改修が必要です。

4 今後の予定

現在、国では、平成 27 年 10 月の個人番号通知、平成 28 年 1 月の個人番号利用開始に向けて、情報システムや主務政省令の整備等を行っているところであり、県としては、引き続き、国の動きに合わせて、対応していく必要があります。

1. 社会保障・税番号制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

社会保障・税番号制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

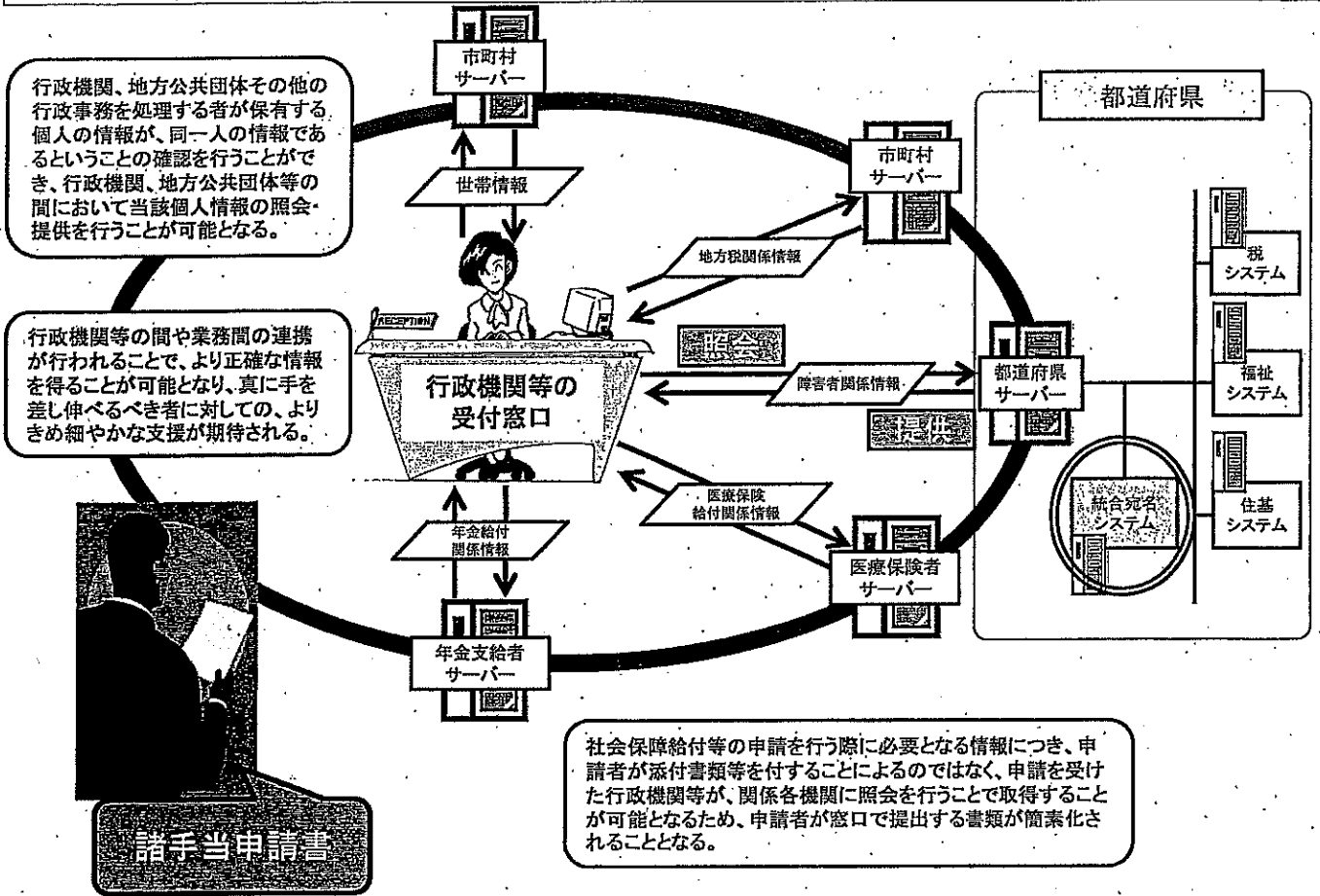
- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

個人番号の利用分野		
社会 保 障 分 野	年金分野	年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続きに利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

番号制度導入によるメリット ~導入後~



※国の説明資料を基に戦略企画総務課作成

3 「三重県経営戦略会議」について

1 目的

県政における政策課題に関し、知事が専門的かつ総合的な知見を有する方と意見交換を行うため、平成 23 年度より三重県経営戦略会議（以下「会議」）を設置しています。

2 取組概要

10 名の委員で構成しており（参考資料 1）、今年度は上半期に当面の県政の課題をテーマとして 3 回の会議を集中的に開催し、下半期には中長期的な県政の課題をテーマとして第 4 回会議を開催する予定です。

《今年度のテーマ一覧》

【第 1 回：5 月 23 日、都道府県会館（東京都千代田区）】

- ・第 2 回みえ県民意識調査結果からみえる課題への対応
- ・平成 24 年度において残された課題への対応

【第 2 回：7 月 16 日、六華苑（桑名市）】

- ・国の「成長戦略」をふまえて県が展開すべき施策
- ・三重の「人づくり」に関する取組

【第 3 回：9 月 3 日、都道府県会館（東京都千代田区）】

- ・少子化に関する県の現状と課題について
- ・社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築について

【第 4 回：平成 26 年 2 月 23 日、伊勢市内（予定）】

- ・中長期的な県政の課題について

（※平成 23・24 年度のテーマは参考資料 2 をご参照ください。）

3 委員意見の活用

会議において委員からいただいた意見等は、次年度の「三重県経営方針（案）」をはじめ、施策や予算案等を策定するにあたって参考とするよう、会議の開催後速やかに各部局と情報共有しています。

今年度第 1 回～第 3 回の会議における委員意見の、「平成 26 年度三重県経営方針（案）」への活用状況の例は以下のとおりです。

（以下、【 】内は当該意見のあった会議の回とテーマ名）

- がん検診の受診率向上に向けた取組について、「がん対策の推進には、『健康寿命を手に入れましょうよ』というような、県民の視点に立ったコミュニケーションが効果を生む」、「NPO『三重乳がん検診ネットワーク』等の団体の活動にスポットを当てることで、がん検診受診率の向上に繋がる」といったご意見をいただき、緊急課題解決 3「命と健康を守る医療体制の確保プロジェクト」において、「がん予防のための正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上に協力して取り組む民間企業・団体を増やすなど、県民や関係者と一丸となってがん対策を推進する」という内容に反映しました。

【第 1 回・「平成 24 年度の取組において残された課題への対応」】

- 研究開発人材の育成について、「人口減少社会において、研究開発人材の不足が大いに懸念されるので、例えば初等教育から理数系に親しませることによって、特に女性研究者を育てていくべき」、「大学や公設試験研究機関を最大限に活用したイノベーションと人材育成を」といったご意見をいただき、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」において、「グローバル人材の育成」を推進する取組として「イノベーション能力を持った中小企業の研究開発人材の育成」を行うという内容に反映しました。
【第2回・「三重の『人づくり』に関する取組」他】

- 子どもを持つことと女性の働き方について、企業経営者の視点から「中小企業には、育児休業に入る社員の代わりとなる人材がおらず、代わりの人材を新たに雇用するため、育休明けの社員の戻る場所が無くなってしまいうこともある」、「中小企業が仕事と子育ての両立を会社のルールとすることができるよう、国や自治体はインセンティブを示して意識改革を喚起してほしい」といったご意見や、「働く場の確保によって、若い女性を県内に繋ぎ留めることが、県の人口維持のためには重要である」といったご意見をいただき、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」において、「少子化対策」を推進する取組として「各ライフステージに『働き方』を加えた分野毎のきめ細かな対策」を展開するとともに、緊急課題解決4「働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト」において、「女性のライフステージに対応した活躍を支援するため、離職ブランクを回復するための職場体験・実習を含めた支援」を行うという内容に反映しました。
【第3回・「少子化に関する県の現状と課題について」】

- グローバル人材にとってのローカルなアイデンティティーの重要性について、「三重の豊かな資源をこれからの世代に伝えていく基盤が、グローバル人材を考える上で重要」、「英語力はもちろん必要だが、日本人としての基本的な教養がなければ、単なるトーキングマシンになってしまう」といったご意見をいただき、新しい豊かさ協創1「未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト」において「日本人・三重県人としてのアイデンティティーの確立」に取り組むとともに、「社会情勢の変化等に対応するため、特に注力する取組」において、「グローバル人材の育成」を推進する取組として「日本人・三重県人として積極的に活躍・発信できる人材」を育成していくという内容に反映しました。
【第3回・「社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築について」】

4 今後のスケジュール

今年度については、平成26年2月23日（日）、伊勢市内において、中長期的な県政の課題をテーマとして第4回（今年度最終）の会議を開催します。

来年度も今年度と同様に4回程度の会議を開催し、引き続き県政における政策課題に対して助言をいただきたいと思います。

「三重県経営戦略会議」委員名簿

平成25年4月1日現在

氏名 (敬称略 50音順)	所属・役職
かとう ひでき 加藤 秀樹	構想日本 代表
しらはせ さわこ 白波瀬 佐和子	東京大学大学院人文社会系研究科 教授
たなか りさ 田中 里沙	株式会社宣伝会議 取締役編集室長
つや のりこ 津谷 典子	慶應義塾大学経済学部 教授
にしだ あつとし 西田 厚聰	株式会社東芝 取締役会長
にしむら のりひろ 西村 訓弘	三重大学大学院医学系研究科 教授、副学長
ぬまお なみこ 沼尾 波子	日本大学経済学部 教授
はやみ とおる 速水 亨	速水林業 代表
ますだ ひろや 増田 寛也	前岩手県知事 株式会社野村総合研究所 顧問
みやざき よしゆき 宮崎 由至	株式会社宮崎本店 代表取締役社長

三重県経営戦略会議における協議事項

年度	開催回 開催日程	協 議 事 項
平成 23 年度	第1回 7月23日	・「現状認識」と「今後の社会の展望」
	第2回 8月20日	・若者（30歳代まで）や女性が個性を発揮し活躍できる社会に向けて ・グローバル化の中での人づくり（教育）、地域づくり
	第3回 10月17日	・「協創」と県の役割 ・行政に求められる危機管理
	第4回 2月17日	・人口構造の変化から考える長期的な三重の方向性
平成 24 年度	第1回 5月23日	・三重県を取り巻く現状と課題 ・今の時代が求める新しい人づくり（県職員像）
	第2回 7月1日	・県政における当面の主な課題～6つの課題を中心に～ （医療・健康対策、子育て・子育て支援、障がい者雇用、PR戦略、 国際戦略、農林水産業の振興） ・人口減少社会における就業のあり方
	第3回 8月3日	・県政における当面の主な課題～子どもの育ち・子育て支援～ ・県政における当面の主な課題～医療・健康対策～ ・県政における当面の主な課題～選択・集中プログラムの展開～
	第4回 9月9日	・県政における当面の主な課題～PR戦略（国際戦略を含む）～ ・県政における当面の主な課題～教育課題（いじめ問題・学力向上）～
	第5回 2月23日	・未来年表からみる県政の中長期戦略 ・広域自治体としての三重県のあり方
平成 25 年度	第1回 5月23日	・第2回みえ県民意識調査結果からみえる課題への対応 ・平成24年度の取組において残された課題への対応
	第2回 7月16日	・国の「成長戦略」をふまえて県が展開すべき施策 ・三重の「人づくり」に関する取組
	第3回 9月3日	・少子化に関する県の現状と課題について ・社会情勢の変化への対応及び新たな仕組みの構築について
	第4回 2月23日	（中長期的な県政の課題について）

4 広域連携について

1. 平成25年度の各知事会議等について

県単独では解決することが難しい課題に対し、より効率的、効果的に解決していくとともに、共通の政策課題に対して、圏域の枠を越えた交流・連携の取組を推進するため、「全国知事会」のほか、中部圏では「中部圏知事会」・「東海三県一市連絡協議会（東海三県一市知事市長会議）」、近畿圏では「近畿ブロック知事会」・「紀伊半島振興対策協議会（紀伊半島知事会議）」に参画するとともに、有志の知事による「自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク」等に参画しています。

また、平成24年度から、近年の複雑・多様化する政策課題の解決につなげるため、共通課題を有する知事と二者で懇談会（二県知事懇談会）を実施しています。

知事会議等の名称	構成府県市等	開催状況等
全国知事会議	47都道府県	○開催状況 H25. 4. 22 東京都 H25. 7. 8～9 愛媛県 H25. 11. 8 東京都 ○開催予定 H25. 12 東京都
中部圏知事会議	(中部9県1市) 三重県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・滋賀県・名古屋市	○開催状況 H25. 8. 9 岐阜県 H25. 10. 18 愛知県
東海三県一市知事市長会議	三重県・岐阜県・愛知県・名古屋市	○開催状況 H25. 9. 4 三重県伊勢市
近畿ブロック知事会議	(近畿2府8県) 三重県・福井県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県・鳥取県	○開催状況 H25. 5. 20 三重県鳥羽市
紀伊半島知事会議	三重県・奈良県・和歌山県	○開催状況 H25. 4. 23～24 奈良県
自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワーク知事会合	(13県) 三重県・青森県・山形県・石川県・福井県・山梨県・長野県・奈良県・鳥取県・島根県・高知県・熊本県・宮崎県	○開催状況 H25. 5. 28 東京都 H25. 7. 30～31 山形県
二県知事懇談会	三重県・長野県 三重県・広島県 三重県・島根県	○開催状況 H25. 4. 26 三重県伊賀市 H25. 7. 26～27 広島県 H25. 8. 6 三重県津市

2. 各知事会議等の開催結果について（平成25年度第1回定例会9月会議以降）

(1) 第100回中部圏知事会議

①開催日 平成25年10月18日（金）

②開催場所 愛知県

③概要

- ・ 本県から提案した「『地方目線』の少子化対策」、「我が国とブラジルの交流促進のための査証免除」など37項目について、国へ提言することを合意しました。
- ・ 「明日の中部を支える人材の育成・活用ー地域経済の活性化に向けてー」をテーマとしたパネルディスカッションを行い、各県市の共通認識をとりまとめた「中部圏を担う人材の育成・活用に関する宣言」を採択しました。

<中部圏を担う人材の育成・活用に関する宣言（抜粋）>

- 1 中部の産業を現場で支える次代の人材育成に取り組みます
 - 2 国際社会を舞台に活躍するグローバル人材や、知的価値を新たに創造する人材の育成に取り組みます
 - 3 女性がその能力を十分に発揮できる社会の構築に取り組みます
 - 4 働く意欲のある高齢者や障害者等の活躍の場の拡大に取り組みます
 - 5 高度な知識や技術を持つ外国人材の積極的な活用に取り組みます
 - 6 上記の取組を進めるにあたっては、高等教育機関や産業界と連携し、実効性の高い取組の効率的な展開に努めます
- また、各県市が取り組む施策に関して情報を共有するなど、連携協力を図ります

(2) 全国知事会議

①開催日 平成25年11月8日（金）

②開催場所 東京都

③概要

12時から都道府県会館において全国知事会が開催されました。また、15時から首相官邸において政府主催の全国都道府県知事会議が開催され、閣僚等との懇談の後、総理大臣との懇談が行われました。

【全国知事会議】

- ・ 平成26年度予算、地方財政対策及び税制改正等に関し、地方法人特別税の抜本的な見直しや税源の偏在性は正等について協議を行い、「平成26年度税財政等に関する提案」を国へ提出することとなりました。
- ・ 直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置に関し、法案化や交付金化、恒久化等について協議を行い、意見書を国へ提出することとなりました。
- ・ 各常任委員会委員長等から、次の事項について、7月の全国知事会議以降の提言活動等について報告がありました。

- (ア) 東日本大震災の復興支援について
 - (イ) 道州制について
 - (ウ) 地方公務員給与について
 - (エ) 日本再生デザイン（増補版）について
 - (オ) 我が国とブラジルの交流促進のための査証免除に関する提言について
 - (カ) 社会保障制度改革について
 - (キ) 少子化危機突破に向けた緊急提言について
 - (ク) 地方公共団体情報システム機構設立委員会について
 - (ケ) 教育委員会制度の在り方について
 - (コ) ハローワーク特区について
 - (サ) デフレからの脱却、持続的な経済成長の実現に向けた提言
 - (シ) 災害時における住民避難の実効性確保について
 - (ス) 強靱な国土づくりに向けた予算の確保について
- ・ 「(オ) 我が国とブラジルの交流促進のための査証免除に関する提言」について、鈴木知事から、有志縣市や中部圏知事会で国への提言活動を行っており、全国知事会としてとりまとめをお願いしたい旨を発言し、全国知事会として提言していくこととなりました。

【政府主催全国都道府県知事会議】

①閣僚等との懇談

- ・ 閣僚等からの挨拶の後、各知事から発言がありました。
 - (閣僚等の主な発言事項)
 - 地域の中小企業活性化等のための支援制度
 - 消費税増税に伴う円滑かつ適正な価格転嫁対策
 - 少子高齢化の進展等の課題に対する都道府県との連携
 - 攻めの農林水産業の具体化
 - 地域の産業競争力の強化
 - 東日本大震災からの復旧復興、社会資本の老朽化対策
 - 低炭素エネルギー社会の実現
 - 避難指示・勧告に関するガイドライン見直し、国土強靱化への取組
 - 子ども子育て新制度の検討、少子化問題解決に向けた支援
 - 東京オリンピック等の開催、高等学校授業料無償化制度
 - 財政健全化、地方分権の推進、国家戦略特区による規制緩和等推進
- ・ 鈴木知事から、少子化対策に関し、少子化危機突破基金の創設、次世代育成支援対策推進法の恒久化などについて要請しました。
 - それに対し、森少子化対策担当大臣から、少子化危機突破基金の創設を具体的に検討していくことや、次世代育成支援対策推進法の改正に向けた議論を開始していることなどの発言がありました。

②総理大臣との懇談

- ・ 安倍内閣総理大臣及び全国知事会長の挨拶のあと、全国知事会長、各常任委員会委員長等から発言がありました。
- ・ 全国知事会として、強靱な国土づくりや雇用対策、地域経済再生に向けた予算の確保のほか、地方一般財源総額の確保、農地転用許可権限の地方への移譲、地方公務員給与削減を今年度限りとすること、持続可能な国民健康保険制度の構築、国土強靱化のための緊急防災・減災事業債の継続拡充、首長を責任者とする教育委員会制度の見直し等について要請しました。

安倍内閣総理大臣からそれぞれの要請について回答があり、制度設計が必要なものについては、それぞれ地方の意見を十分聞きながら総合的に判断する旨や、地方の財政運用に支障が出ないよう、財源確保については適切に対応していきたい旨の発言がありました。

5 審議会等の審議状況について

(平成25年9月13日～平成25年11月21日)

1 審議会等の名称	三重県情報公開審査会
2 開催年月日	平成25年9月20日、10月8日、10月25日
3 委員	会 長 早川 忠宏 会長職務代理 樹神 成、丸山 康人 委 員 岩崎 恭彦 他3名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案について
5 調査審議結果	不服申立て2事案について審議され、答申の確定が行われました。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県個人情報保護審査会
2 開催年月日	平成25年9月13日、10月16日、11月13日
3 委員	会 長 安田 千代 会長職務代理 藤枝 律子 委 員 白石 友行 他2名
4 諮問事項	開示決定等に係る不服申立事案について 個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項について
5 調査審議結果	不服申立て2事案、個人情報の取扱いに関する制限の適用を除外する事項2事案について審議され、答申の確定が行われました。
6 備考	